

「外環の2」訴訟終結

沿線各地に広がるたたかい

(1面参照)「外環の2」都市計画の廃止を求める訴訟が1月21日、東京地裁で結審。多くの住民の願いに応える判断が示されるのか注目されています。

「外環の2」は、外環本線(練馬―世田谷間16き)の高架下の「死に地」を有

置されてきました。

90年代に入り、外環本線建設の動きが再燃。2006年4月の記者会見で石原慎太郎都知事(当時)は、住民の立ち退きの負担を軽減するために「地下工法でやるので地上に暮らすみなさんは安心してほしい」と発言しました。そして翌07年、外環本線を高架式から地下方式に変更決定しました。住民は、これで地上部の道路計画はなくなったものと安心していました。

ところが都は、その後も「外環の2」計画を廃止せず、将来事業化する態度を表明しました。

た上田誠吉弁護士が「外環の2」都市計画決定の無効確認などを求めて、08年10月に都を被告として東京地裁に提訴。09年、上田弁護士は、妻の圭子さんが訴訟継承人となり、原告を引き継ぎました。

6年余にわたる裁判闘争には多くの地域住民が支援に立ち上がりました。2014年9月には練馬区の地権者・沿線住民が訴訟を起こしています。また杉並区善福寺2丁目の地権者121人が道路計画廃止案を都に提出し、受理されたことで今後都市計画審議会に諮られます。こうして「外環の2」計画廃止を求める動きが沿線各地に広がっています。

効活用するために計画された地上部道路(目白通りから東八道路までの約9き)で、外環本線と同時に1966年に都市計画決定されました。

住民の激しい反対運動で、外環本線とともに事業化されることなく長い間放

武蔵野市の「外環の2」都市計画地域内に住んでい